

令和7年度 帯広市立帯広第八中学校 部活動基本方針

1. 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しみ、社会の中でよりよく、心豊かに生きるための資質・能力が育まれるよう学校教育の一環として実施するものである。したがって、部活動は、体力や技術の向上を目指すことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、生徒同士や教師と生徒との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることを目的とした活動をする。

2. 学校としての部活動の考え方

「帯広市立学校に係る部活動の方針（令和元年9月策定）」に則り、帯広市立帯広第八中学校では、心身共に成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントを根絶した安全な指導を行う。また、顧問のみならず、地域の外部人材部を活用することにより、指導体制の充実を図る。

3. 基本方針

（1）設置する部活動（令和7年4月現在）

運動部・・・野球部、サッカー部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、女子ソフトボール部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子バレーボール、男子バドミントン部、女子バドミントン部、卓球部、男子アイスホッケー部、陸上部、剣道部

文化部・・・吹奏楽部、美術部、自然観察少年団

（2）部活動に関する連絡・相談窓口

相談・要望は、下記の連絡先あてに提出することとする。

〒080-0027

帯広市西17条南6丁目1番地 帯広市立帯広第八中学校

TEL 0155-35-6593

FAX 0155-35-4532

メールアドレス obi-8jhs2@f1.octv.ne.jp

担当 傳法谷 佳子（教頭）

（3）活動時間および日数

- ①登校日の活動時間は2時間程度とし、登校日以外の活動時間は3時間程度とする。
- ②各部顧問は、毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせる。また、各部で作成した活動計画は、校長に提出し、校長は各部の活動について把握、指導、是正を行う。
- ③土・日、祝日のいずれかにおいて1日以上、また、平日は各部で設定する1日以上を休養日とし、週2日以上を休養日とする。なお、週末または祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週末または祝日に振り替えることを基本とする。ただし、大会等で休養日がとれない場合は長期休業中に振り替える。
- ④中体連もしくは中文連が主催する大会等の日の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合は、長くとも平日3時間程度、学校休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間以内とする。
- ⑤本市の地域特性から、積雪のため屋外での活動が制限される部活動や、主に冬季に行われる部活動等についても、休養日及び活動時間は①～③の基準を原則とする。

○休養日は、平日または休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。

(帯広市立学校に係る部活動方針 令和元年9月 P12「工」に記載)

- ⑥定期テスト(中間テスト、期末テスト)実施日の3日前から、活動を停止する。
- ⑦長期休業中の活動については、1日の活動時間を3時間程度とし、休養日については、学期中に準じた扱いとする。
- ⑧体育館の使用については、次の時間帯において交代するものとする。なお、割り当てについては、体育館を使用する部活動顧問で調整する。

【登校日】 前半 15:45～17:30(放課後にすぐ活動開始)

後半 17:30～19:30(放課後は指定の場所で自習をするか、一旦帰宅し、活動時間に合わせて登校)

【登校日以外】(土・日、祝日、長期休業日等)

〈夏季間〉① 9:00 ② 12:00 ③ 15:00(3交代)

〈冬季間〉① 9:00 ② 11:30 ③ 14:00 ④ 16:30(4交代)

(4) 熱中症対策について

活動場所で測定した暑さ指数WBGTが31以上の場合は、原則として活動を行わない。

(5) その他

- ①校内外の活動については、「生徒心得」に準じ、きまりを主体的に守る態度の育成を図る。
- ②運動部の服装は、原則として体育授業時の服装とする。ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他のものには、部内で指定されたものを着用する。
- ③携帯電話およびスマートフォンについては、部活動での使用を原則として禁止する。
ただし、やむを得ない事情がある場合は、顧問にその旨を前もって伝え、許可を得ること。

4. 部活動への入部・退部

(1) 入部について

- ①2～3年生の部活動加入希望者は、保護者の承認のもと「部活動入部申込書」を担任もしくは部活動顧問に提出し、入部が認められる。1年生の途中から入部する場合も同様である。
- ②1年生の部活動加入希望者は、4月の仮入部期間(4月3週まで)を経て、保護者の承認のもと「部活動入部申込書」を担任もしくは部活動顧問に提出し、入部が認められる。

(2) 退部について

- ①退部を希望する場合は、まずは保護者や顧問、担任と相談した後に、保護者の承認を得ること。

5. 指導・運営に係る体制

(1) 顧問・指導者の配置について

- ①生徒や教師の数等を踏まえ、適切な数の部活動を設置する。
- ②長時間勤務の解消等の観点から、基本的に部活動ごとに複数の顧問を配置できるよう体制を整える。

(2) 顧問・指導者の身分について

- ①学校体制として校長が教師に顧問を依頼する。
- ②部活動は、勤務時間外の活動であるため、原則として、教師は必ずしも指導者となるものではない。
- ③部活動の指導において、その種目を専門に経験してきているわけではないことを保護者に周知し理解を得る。